

予算特別委員会資料

令和2年度予算説明書

水道局

目 次

予 算 編 成 方 針	1
令 和 2 年 度 予 算 施 策 の 体 系	3
予 算 第 18 号 議 案 （ 令 和 2 年 度 神 戸 市 水 道 事 業 会 計 予 算 ）	
1. 業 務 の 予 定 量	5
2. 収 入 支 出 一 覧	6
3. 予 算 実 施 計 画 の 説 明	7
4. 債 務 負 担 行 為	11
5. 一 時 借 入 金	11
6. 他 会 計 か ら の 補 助 金	11
7. た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	11
8. 令 和 2 年 度 神 戸 市 水 道 事 業 会 計 予 定 キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書	12
9. 令 和 2 年 度 神 戸 市 水 道 事 業 会 計 予 定 貸 借 対 照 表	13
10. 令 和 元 年 度 神 戸 市 水 道 事 業 会 計 予 定 損 益 計 算 書	16
11. 令 和 元 年 度 神 戸 市 水 道 事 業 会 計 予 定 貸 借 対 照 表	17
予 算 第 19 号 議 案 （ 令 和 2 年 度 神 戸 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算 ）	
1. 業 務 の 予 定 量	21
2. 収 入 支 出 一 覧	22
3. 予 算 実 施 計 画 の 説 明	23
4. 債 務 負 担 行 為	26
5. 企 業 債	26
6. 一 時 借 入 金	26
7. 他 会 計 か ら の 補 助 金	26
8. 令 和 2 年 度 神 戸 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 定 キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書	27
9. 令 和 2 年 度 神 戸 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 定 貸 借 対 照 表	28
10. 令 和 元 年 度 神 戸 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 定 損 益 計 算 書	30
11. 令 和 元 年 度 神 戸 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 定 貸 借 対 照 表	31
関 連 議 案 ・ 報 告	
第 26 号 議 案 神 戸 市 水 道 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 件	34
第 27 号 議 案 神 戸 市 工 業 用 水 道 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 件	44
第 28 号 議 案 神 戸 市 水 の 科 学 博 物 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 件	48

予 算 編 成 方 針

本市の水道事業は、明治 33 年の給水開始以来、市民生活や産業に不可欠な都市基盤施設として、都市の成長とともに水需要に合わせて事業を拡大してきた。

しかし、節水型社会の進展などにより水需要が減少するなか、本市人口の減少等も伴い、経営の根幹である水道料金収入は平成 30 年度で 300 億円となり、ピーク時（平成 12 年度）から 45 億円の減少となっており、減少の一途を辿っている。

一方、高度経済成長期に整備した水道施設の経年化に伴う更新に加えて、新たに施設の耐震化・土砂災害対策などの対応も求められている。

このような社会経済情勢の変化により、水道事業は大きな転換期を迎えており、時代の変化に的確に対応し、持続可能な水道システムを構築していかなければならない。

こうした諸課題に対応するため、平成 28 年 3 月に長期的視点に立った取り組みの基本方針となる「神戸水道ビジョン」を策定した。

また、平成 28 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている SDGs (Sustainable Development Goals) は、水道も深く関係していることから、SDGs を見据えた事業運営に取り組む必要がある。

そのため、それらを踏まえた令和 2 年度からの今後 4 年間の具体的な施策内容を掲げたアクションプランである次期「中期経営計画」の策定を進めており、掲げた施策を着実に遂行するため、令和 2 年度に取り組むべき事業予算を編成した。

今後経年化した施設・管路の更新需要の増加に対応するため、将来的な人口を踏まえた施設再編、小ブロック化など水道システムの更なる効率化について検討を行いながら、計画的な更新を図るとともに、必要に応じて、新たなニーズに対応した投資を進めていく。

また、経営規模が縮小するなかで将来にわたって適切なサービスを提供するため、技術の継承を図りながら、事務事業の徹底した見直しや公民連携・ICT/IoT を積極的に活用することで、不断の努力で経営の効率化に努めていく。

本市の工業用水道事業は、昭和 39 年の給水開始以来、産業の発展に伴う需要の増加に対応しながら施設を整備しており、東部第 4 工区から西部第 1 工区までの臨海部、六甲アイランド、及びポートアイランドへ工業用水を供給している。

今後も、平成 28 年 3 月に策定した「神戸市工業用水道個別施設計画（ビジョン）」に基づき、市内受水企業への安定給水を維持していくため、経年化施設の第 3 次改築事業に全力を挙げるとともに、長期的に安定した経営に努めていく。

今後も上工水ともに、積極的な情報発信を行うなど、これまで以上に市民との連携を深め、ともに知恵を出し合い、課題解決に向けて取り組むことにより、神戸の水道を次の時代に受け継ぎ、局職員一丸となって、ライフラインとしての使命を果たしていく。

令和2年度水道局予算 施策の体系

SDGs の関連する GOALS

1. 水道システムの最適化と災害への備え

- (1) 受水量の最適化と自己水源の有効活用
- (2) 水源涵養と水質保全
- (3) 基幹施設の計画的な更新
- (4) 配水管網再構築の推進
- (5) 貯水槽水道と給水管の適正な管理
- (6) バックアップ体制の強化
- (7) 多様な災害対策
- (8) 市民とのリスクコミュニケーション強化



2. 経営の持続

- (9) 組織・運営体制の見直しの推進
- (10) 再生可能エネルギーの活用
- (11) 他都市との広域連携
- (12) 新技術を活用した業務効率化
- (13) 市民・事業者の利便性向上
- (14) 人材育成と技術継承
- (15) 水国際貢献事業の推進・
海外との人的ネットワークの構築
- (16) 水需要が減少する時代の料金体系検討



3. 広報とコミュニケーションの充実・強化

- (17) 広報コミュニケーションの充実・強化
- (18) 悪質事業者対策の充実・強化



持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標です。

17 の国際目標(ゴール)・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」を理念として、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。



水道事業会計予算

(予算第18号議案)

1. 業務の予定量

(1) 事業量

区 分 事 項	令和2年度予定	令和元年度予算	比較増△減	伸び率(%)
年 間 給 水 量 (m ³)	170,424,000	173,532,000	△3,108,000	△1.8
一 日 平 均 給 水 量 (m ³ / 日)	466,915	474,131	△7,216	△1.5
給 水 戸 (箇 所) 数 (戸 ・ 箇 所)	815,732	811,162	4,570	0.6

(2) 建設改良事業の概要

(単位 千円)

事 業 名	事 業 費	事 業 概 要
基 幹 施 設 整 備 工 事	3,644,388	千苧浄水場中央監視制御システム更新, テレメーター設備更新 工事, 千苧浄水場排水処理施設更新, 平田配水池耐震補強他 工事等
配 水 管 整 備 増 強 工 事	6,747,066	配水管の新設, 取替, 増径及び移設工事 口径 50~700ミリメートル 延長 43,430メートル ふくそう管統合工事
開 発 団 地 等 施 設 工 事	198,618	団地配水施設工事等
そ の 他 施 設 新 設 改 良 工 事	2,655,068	貯浄配水施設改良工事, 建物改良工事, メーター等の固定資産 購入費
合 計	13,245,140	

2. 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 水道事業 収 益		38,403,461	1 水道事業費		34,517,644
	1 営業収益	34,259,054		1 営業費用	33,264,371
	2 営業外収益	4,138,919		2 営業外費用	1,209,515
	3 特別利益	5,488		3 特別損失	13,758
				4 予備費	30,000

(注) 当年度純利益(税抜き)は2,982,795千円、累積利益は7,224,153千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		1,443,599	1 資本的支出		15,408,811
	1 工事負担金	698,591		1 建設改良費	13,245,140
	2 国庫補助金	152,377		2 企業債償還金	1,808,684
	3 一般会計補助金	7,644		3 貸付金	5,751
	4 一般会計繰入金	139,236		4 投資	110,000
	5 基金収入	110,000		5 繰出金	139,236
	6 基金繰入金	330,000		6 予備費	100,000
	7 貸付金返還金	5,751			

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,965,212千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

3. 予算実施計画の説明

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	令和2年度 予 定 額	令和元年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 水道事業収益	38,403,461	38,864,609	△461,148	
1 営業収益	34,259,054	34,612,145	△353,091	
1 給水収益	32,545,544	32,775,951	△230,407	水道料金収入
2 受託工事収益	131,648	275,141	△143,493	給水装置の新設及び修繕等の工事受託による収入
3 その他営業収益	1,581,862	1,561,053	20,809	他会計負担金, 関連経費負担金, 水質検査受託収益等
2 営業外収益	4,138,919	4,234,347	△95,428	
1 受取利息	73,700	136,005	△62,305	預金利息及び有価証券利息
2 分担金	476,395	549,450	△73,055	給水装置の新設, 増径に伴う分担金
3 基金繰入金	200,000	300,000	△100,000	基金からの繰入金
4 補助金	30,456	32,748	△2,292	児童手当に係る一般会計補助金
5 一般会計繰入金	10,889	14,099	△3,210	阪神水道企業団に繰出すための一般会計繰入金
6 長期前受金戻入	2,981,603	2,845,071	136,532	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
7 雑収益	365,876	356,974	8,902	施設使用料等
3 特別利益	5,488	18,117	△12,629	
1 固定資産売却益	—	11,723	△11,723	土地の売却
2 過年度損益修正	5,488	6,394	△906	水道料金の遅収加算及び時効処分等

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	令 和 2 年 度 予 定 額	令 和 元 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 △ 減	説 明
1 水 道 事 業 費	34,517,644	35,236,053	△718,409	
1 営 業 費 用	33,264,371	33,941,909	△677,538	
1 原 水 費	83,143	87,736	△4,593	原水の取入及び貯水場、導水施設の維持管理に要する諸費用
2 浄 水 費	1,266,048	1,297,844	△31,796	浄水施設の維持管理及びろ過滅菌に要する諸費用
3 受 水 費	11,803,604	11,952,250	△148,646	阪神水道企業団及び兵庫県水道用水供給事業に対する受水分賦金
4 配 水 費	3,152,406	3,198,438	△46,032	配水施設の維持管理及び作業に要する諸費用
5 給 水 費	2,059,347	2,102,503	△43,156	給水管、メーター、その他の施設の維持管理及び作業に要する諸費用
6 受 託 工 事 費	207,978	314,875	△106,897	給水装置の新設及び修繕等の工事受託に要する諸費用
7 業 務 費	2,712,364	2,837,995	△125,631	料金の調定・徴収・その他の業務に要する諸費用
8 総 係 費	1,766,897	1,793,566	△26,669	事業運営活動の全般に関連する諸費用
9 減 価 償 却 費	9,844,480	9,891,113	△46,633	固定資産に対する減価償却費
10 資 産 減 耗 費	367,104	464,589	△97,485	固定資産の除却損及びたな卸資産の減耗費
11 その他営業費用	1,000	1,000	—	材料売却原価
2 営 業 外 費 用	1,209,515	1,252,850	△43,335	
1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	498,338	538,463	△40,125	企業債支払利息
2 繰 出 金	10,889	14,099	△3,210	阪神水道企業団に対する繰出金
3 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	121	121	—	貸倒引当金として計上するための繰入額
4 消 費 税	700,000	700,000	—	消費税及び地方消費税納付額
5 雑 支 出	167	167	—	
3 特 別 損 失	13,758	11,294	2,464	
1 過 年 度 損 益 損 修 正	13,758	11,294	2,464	水道料金の更正減額等
4 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員627人(派遣職員8人, 短時間勤務職員55人含む)の報酬72,677千円, 給料2,363,227千円,
手当等2,561,481千円, 法定福利費900,709千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	令和2年度 予 定 額	令和元年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 資 本 的 収 入	1,443,599	2,295,702	△852,103	
1 固定資産売却代金	—	33,676	△33,676	土地売却代金
2 工 事 負 担 金	698,591	443,801	254,790	団地給水に伴う工事負担金, 配水管移設工事負担金等
3 国 庫 補 助 金	152,377	131,435	20,942	水道施設整備事業等に充当する国庫補助金
4 一般会計補助金	7,644	6,936	708	児童手当に係る一般会計補助金
5 一般会計繰入金	139,236	154,316	△15,080	阪神水道企業団に繰出すための一般会計繰入金
6 基 金 収 入	110,000	143,924	△33,924	基金運用益
7 基 金 繰 入 金	330,000	1,374,180	△1,044,180	建設改良費に充当する基金繰入金
8 貸付金返還金	5,751	7,434	△1,683	融資制度預託金返還金

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	令和2年度 予 定 額	令和元年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 資 本 的 支 出	15,408,811	15,245,033	163,778	
1 建 設 改 良 費	13,245,140	13,058,004	187,136	
1 基 幹 施 設 整 備 工 事 費	3,644,388	2,838,713	805,675	基幹施設の整備工事費
2 配 水 管 整 備 増 強 工 事 費	6,747,066	6,733,790	13,276	配水管の新設, 取替, 増径及び移設 工事費等
3 開 発 団 地 等 施 設 工 事 費	198,618	511,363	△312,745	開発者負担による団地の配水施設工 事費
4 建 物 改 良 工 事 費	134,879	225,572	△90,693	施設用建物の改良工事費
5 貯 浄 配 水 施 設 改 良 工 事 費	1,967,422	2,159,084	△191,662	貯水場, 浄水場及び配水場等の施設 改良工事費等
6 固 定 資 産 費	552,767	589,482	△36,715	メーター, 工具器具備品及び車両運 搬具等の購入費
2 企 業 債 償 還 金	1,808,684	1,781,355	27,329	企業債元金償還金
3 貸 付 金	5,751	7,434	△1,683	融資制度預託金
4 投 資	110,000	143,924	△33,924	水道事業基金造成費
5 繰 出 金	139,236	154,316	△15,080	阪神水道企業団に対する繰出金
6 予 備 費	100,000	100,000	—	

給与費内訳 職員103人(短時間勤務職員6人含む)の報酬8,650千円, 給料374,048千円, 手当等345,979千円,
法定福利費144,763千円を計上

4. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収関連業務 (令和2年度)	令和2年度から令和4年度まで	237,485
奥畑妙法寺連絡管整備工事 (令和2年度)	令和2年度から令和6年度まで	4,208,975
千苺浄水場中央監視施設更新工事 (令和2年度)	令和2年度から令和6年度まで	1,510,001
水道施設新設・取替・改良工事 (令和2年度)	令和2年度から令和4年度まで	7,700,000
給水装置工事費等融資制度損失補償 (令和2年度)	令和2年度から令和11年度まで	11,100

5. 一時借入金

借入限度額 3,000,000 千円

6. 他会計からの補助金

41,008 千円
(一般会計から)

7. たな卸資産購入限度額

1,500,000 千円

8. 令和2年度神戸市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	2,982,795
	減価償却費	9,890,480
	退職給付引当金の増減	148,648
	特別修繕引当金の増減	△ 585,258
	賞与・法定福利費引当金の増減	6,923
	貸倒引当金の増減	121
	長期前受金戻入	△ 2,981,603
	受取利息及び受取配当金	73,700
	支払利息	△ 498,338
	除却費	359,103
	基金繰入金	△ 200,000
	未収金の増減	56,946
	未払金の増減	△ 121,796
	消費税資本的収支調整額	1,093,175
	小計	10,224,896
	利息及び配当金の受取額	△ 73,700
	利息の支払額	498,338
	業務活動によるキャッシュ・フロー	10,649,534
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 13,304,364
	無形固定資産の取得による支出	△ 40,776
	基金への積立による支出	△ 110,000
	基金運用による収入	110,000
	基金からの繰入による収入	530,000
	工事負担金による収入	698,591
	国庫補助金による収入	152,377
	一般会計補助金による収入	7,644
	返還金等による収入	5,751
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,950,777
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一般会計繰入金による収入	139,236
	建設改良に充当する企業債の償還による支出	△ 1,808,684
	貸付金による支出	△ 5,751
	繰出金による支出	△ 139,236
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,814,435
	資金増加額	△ 3,115,678
	資金期首残高	14,809,381
	資金期末残高	11,693,703

9. 令和2年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	304,867,580	3 固定負債	30,707,635
(1)有形固定資産	270,996,574	(1) 企業債	22,045,055
イ 土地	25,268,322	イ 建設改良等の財源に	22,045,055
ロ 建物	20,482,234	充てるための企業債	
ハ 構築物	432,017,178	(2) 引当金	6,984,619
ニ 機械及び装置	57,493,640	イ 退職給付引当金	5,913,709
ホ 車両運搬具	269,315	ロ 特別修繕引当金	1,070,910
ヘ 船舶	17,605	(3) 受水費高騰対策勘定	1,677,961
ト 工具器具及び備品	2,272,802	4 流動負債	10,611,458
チ 建設仮勘定	3,200,521	(1) 企業債	1,808,684
減価償却累計額	△ 270,025,043	イ 建設改良等の財源に	1,808,684
(2)無形固定資産	138,580	充てるための企業債	
イ 地上権	2,978	(2) 未払金	4,359,032
ロ 施設利用権	15,196	(3) 前受金	1,163,091
ハ ソフトウェア	120,406	(4) 引当金	578,910
(3)投資その他の資産	33,732,426	イ 賞与引当金	501,647
イ 投資有価証券	12,791,141	ロ 法定福利費引当金	77,263
ロ 出資	1,008,587	(5) その他流動負債	2,701,741
ハ 基金	17,930,250	5 繰延収益	86,490,717
ニ 破産更生債権等	69,363	(1) 長期前受金	158,978,090
貸倒引当金	△ 69,363	(2) 建設仮勘定長期前受金	14,298,782
ホ その他投資	2,002,448	収益化累計額	△ 86,786,155
2 流動資産	20,369,316	(負債合計)	127,809,810
(1)現金預金	11,693,778	6 資本金	154,046,824
(2)未収金	2,781,441	7 剰余金	43,380,262
(3)有価証券	4,095,450	(1)資本剰余金	28,875,985
(4)貯蔵品	179,681	イ 受贈財産評価額	9,223,953
(5)その他流動資産	1,618,966	ロ 国庫補助金	615,170
		ハ 県補助金	3,829
		ニ 一般会計補助金	208,517
		ホ その他補助金	34
		ヘ 工事負担金	17,990,227
		ト 施設増強負担金	21,119
		チ その他資本剰余金	813,136
		(2)利益剰余金	14,504,277
		イ 建設改良積立金	7,280,124
		ロ 当年度未処分利益剰余金	7,224,153
		(資本合計)	197,427,086
合 計	325,236,896	合 計	325,236,896

注 記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 移動平均法による原価法によっている（収益性の低下による簿価切下げの方法）。
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物及び構築物 定額法によっている。
 - ・主な耐用年数 建物 3～50年 構築物 10～80年
 - ② 上記以外 定率法によっている。
 - ・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年
 - (2) 無形固定資産 定額法によっている。
 - ・主な耐用年数 ソフトウェア 5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金
 - 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
 - 職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
 - 職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 特別修繕引当金
 - 平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。
 - (5) 貸倒引当金
 - 債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっている。

II. セグメント情報に関する注記

神戸市水道事業では、水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

III. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法

水道事業会計において使用している固定資産については、水道水の製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、水道事業全体を1つの資産グループとしている。ただし、遊休資産（将来の使用が見込まれていないもの及び一時的に貸付しているもの）については独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるため、個別の資産グループとしている。

(2) 減損の兆候について

令和2年度において、以下の資産グループについて減損の兆候を認識した。

所在地	用途	資産の種類
東灘区本山南町8丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
東灘区本山南町9丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
灘区六甲山町	遊休資産 (一時貸付)	土地

(3) 減損損失の認識について

上記の資産グループのうち、一時的に貸付している、東灘区本山南町8丁目、東灘区本山南町9丁目、灘区六甲山町については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を

認識していない。

IV. その他の注記

引当金の取崩し

1 退職給付引当金の取崩し

令和2年度において、退職手当として344,209千円を支給することとなったため、退職給付引当金344,209千円を取崩した。

2 賞与引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当として792,073千円を支給することとなったため、賞与引当金389,053千円を取崩した。

3 法定福利費引当金の取崩し

令和2年度において、法定福利費として1,025,868千円を支出することとなったため、法定福利費引当金71,960千円を取崩した。

4 特別修繕引当金の取崩し

令和2年度において、配水池等内外面補修工事として585,258千円を支出することとなったため、特別修繕引当金585,258千円を取崩した。

10. 令和元年度神戸市水道事業会計予定損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	30,069,681		
(2) 受託工事収益	256,778		
(3) その他営業収益	<u>1,436,757</u>	31,763,216	
2 営業費用			
(1) 原水費	82,111		
(2) 浄水費	1,269,770		
(3) 受水費	10,965,366		
(4) 配水費	3,038,047		
(5) 給水費	2,037,839		
(6) 受託工事費	299,856		
(7) 業務費	2,714,427		
(8) 総係費	1,755,395		
(9) 減価償却費	9,891,113		
(10) 資産減耗費	461,569		
(11) その他営業費用	<u>1,000</u>	<u>32,516,493</u>	
営業損失			△ 753,277
3 営業外収益			
(1) 受取利息	136,005		
(2) 分担金	504,083		
(3) 補助金	32,748		
(4) 一般会計繰入金	14,099		
(5) 基金繰入金	300,000		
(5) 長期前受金戻入	2,845,071		
(6) 雑収益	<u>343,218</u>	4,175,224	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	538,463		
(2) 繰出金	14,099		
(3) 貸倒引当金繰入額	121		
(4) 雑支出	<u>167</u>	<u>552,850</u>	<u>3,622,374</u>
經常利益			2,869,097
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	11,723		
(2) 過年度損益修正益	<u>6,099</u>	<u>17,822</u>	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>11,267</u>	<u>11,267</u>	<u>6,555</u>
7 予備費			
(1) 予備費	<u>30,000</u>	<u>30,000</u>	<u>△ 30,000</u>
当年度純利益			2,845,652
前年度繰越利益剰余金			<u>4,241,358</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>7,087,010</u></u>

11. 令和元年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表
(令和2年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	304,312,651	3 固定負債	33,152,929
(1) 有形固定資産	269,045,979	(1) 企業債	23,853,739
イ 土地	25,264,722	イ 建設改良等の財源に	23,853,739
ロ 建築物	20,438,712	充てるための企業債	
ハ 構築物	422,352,389	(2) 引当金	7,421,229
ニ 機械及び装置	58,155,271	イ 退職給付引当金	6,006,110
ホ 車両運搬具	322,676	ロ 特別修繕引当金	1,415,119
ヘ 船舶	16,119	(3) 受水費高騰対策勘定	1,877,961
ト 工具器具及び備品	2,267,164		
チ 建設仮勘定	3,641,643	4 流動負債	10,726,256
減価償却累計額	△ 263,412,717	(1) 企業債	1,808,684
(2) 無形固定資産	114,246	イ 建設改良等の財源に	1,808,684
イ 地上権	2,978	充てるための企業債	
ロ 施設利用権	15,196	(2) 未払金	4,480,753
ハ ソフトウェア	96,072	(3) 前受金	1,163,091
(3) 投資その他の資産	35,152,426	(4) 引当金	571,987
イ 投資有価証券	13,791,141	イ 賞与引当金	489,606
ロ 出資	1,008,587	ロ 法定福利費引当金	82,381
ハ 基金	18,350,250	(5) その他流動負債	2,701,741
ニ 破産更生債権等	69,363		
貸倒引当金	△ 69,363	5 繰延収益	88,531,161
ホ その他投資	2,002,448	(1) 長期前受金	158,978,090
		(2) 建設仮勘定長期前受金	13,357,623
		収益化累計額	△ 83,804,552
2 流動資産	22,541,986	(負債合計)	132,410,346
(1) 現金預金	14,809,381		
(2) 未収金	2,838,508	6 資本金	151,201,753
(3) 有価証券	3,095,450		
(4) 貯蔵品	179,681	7 剰余金	43,242,538
(5) その他流動資産	1,618,966	(1) 資本剰余金	28,875,985
		イ 受贈財産評価額	9,223,953
		ロ 国庫補助金	615,170
		ハ 県補助金	3,829
		ニ 一般会計補助金	208,517
		ホ その他補助金	34
		ヘ 工事負担金	17,990,227
		ト 施設増強負担金	21,119
		チ その他資本剰余金	813,136
		(2) 利益剰余金	14,366,553
		イ 建設改良積立金	7,279,543
		ロ 当年度未処分利益剰余金	7,087,010
		(資本合計)	194,444,291
合 計	326,854,637	合 計	326,854,637

注 記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 移動平均法による原価法によっている（収益性の低下による簿価切下げの方法）。
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物及び構築物 定額法によっている。
 - ・主な耐用年数 建物 3～50年 構築物 10～80年
 - ② 上記以外 定率法によっている。
 - ・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年
 - (2) 無形固定資産 定額法によっている。
 - ・主な耐用年数 ソフトウェア 5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金
 - 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
 - 職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
 - 職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 特別修繕引当金
 - 平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。
 - (5) 貸倒引当金
 - 債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっている。

II. セグメント情報に関する注記

神戸市水道事業では、水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

III. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法

水道事業会計において使用している固定資産については、水道水の製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、水道事業全体を1つの資産グループとしている。ただし、遊休資産（将来の使用が見込まれていないもの及び一時的に貸付しているもの）については独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるため、個別の資産グループとしている。

(2) 減損の兆候について

令和元年度において、以下の資産グループについて減損の兆候を認識した。

所在地	用途	資産の種類
東灘区本山南町8丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
東灘区本山南町9丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
灘区六甲山町	遊休資産 (一時貸付)	土地

(3) 減損損失の認識について

上記の資産グループのうち、一時的に貸付している、東灘区本山南町8丁目、東灘区本山南町9丁目、

灘区六甲山町については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。

IV. その他の注記

引当金の取崩し

1 退職給付引当金の取崩し

令和元年度において、退職手当として 314,463 千円を支給することとなったため、退職給付引当金 314,463 千円を取崩した。

2 賞与引当金の取崩し

令和元年度において、期末手当及び勤勉手当として 764,553 千円を支給することとなったため、賞与引当金 383,025 千円を取崩した。

3 法定福利費引当金の取崩し

令和元年度において、法定福利費として 983,804 千円を支出することとなったため、法定福利費引当金 72,412 千円を取崩した。

4 特別修繕引当金の取崩し

令和元年度において、配水池等内外面補修工事として 178,610 千円を支出することとなったため、特別修繕引当金 178,610 千円を取崩した。

工業用水道事業会計予算

(予算第19号議案)

1. 業務の予定量

(1) 事業量

事 項 \ 区 分	令和2年度予定	令和元年度予算	比較増△減	伸び率(%)
年 間 給 水 量 (m ³)	17,954,735	18,929,272	△974,537	△5.1
一日平均給水量(m ³ /日)	49,191	51,719	△2,528	△4.9
年 間 契 約 水 量 (m ³)	33,274,140	32,948,784	325,356	1.0
一日平均契約水量(m ³ /日)	91,162	90,024	1,138	1.3
給 水 工 場 数 (工 場)	72	69	3	4.3

(2) 建設改良事業の概要

(単位 千円)

事 業 名	事 業 費	事 業 概 要
取 浄 配 水 施 設 改 良 工 事	1,591,853	工業用水道配水管更新工事等
固 定 資 産 費	34,836	メーター等の購入費
合 計	1,626,689	

2. 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 工業用水道 事業収益		1,736,289	1 工業用水道 事業費		1,570,425
	1 営業収益	1,621,697		1 営業費用	1,432,362
	2 営業外収益	114,562		2 営業外費用	107,933
	3 特別利益	30		3 特別損失	130
				4 予備費	30,000

(注) 当年度純利益(税抜き)は118,812千円, 累積利益は1,618,556千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		680,530	1 資本的支出		1,886,952
	1 企業債	600,000		1 建設改良費	1,626,689
	2 工事負担金	3,630		2 償還金	230,263
	3 国庫補助金	76,900		3 予備費	30,000

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,206,422千円は, 損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

3. 予算実施計画の説明

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	令和2年度 予 定 額	令和元年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 工業用水道事業収益	1,736,289	1,732,656	3,633	
1 営業収益	1,621,697	1,607,077	14,620	
1 給水収益	1,559,071	1,541,339	17,732	工業用水道料金収入
2 受託工事収益	24,210	23,990	220	給水管引込工事等による収入
3 分 担 金	19,453	19,276	177	西宮市からの共同施設維持分担金
4 その他営業収益	18,963	22,472	△3,509	下水道使用料算定負担金, メーター使用料
2 営業外収益	114,562	125,549	△10,987	
1 受取利息	7,711	13,630	△5,919	預金利息及び有価証券利息
2 補 助 金	1,152	1,488	△336	児童手当に係る一般会計補助金
3 長期前受金戻入	100,478	105,379	△4,901	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
4 雑 収 益	5,221	5,052	169	貸地料等
3 特別利益	30	30	—	
1 過年度損益 修 正 益	30	30	—	

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	令和2年度 予 定 額	令和元年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 工業用水道事業費	1,570,425	1,538,266	32,159	
1 営業費用	1,432,362	1,395,514	36,848	
1 1 原水費	315,432	318,271	△2,839	原水の取入及び貯水場、導水施設の維持管理に要する諸費用
2 浄水費	211,015	198,987	12,028	浄水施設の維持管理及び原水の沈でんに要する諸費用
3 配水及び給水費	154,653	179,452	△24,799	配水及び給水施設の維持管理及び作業に要する諸費用
4 受託工事費	24,200	23,980	220	給水管引込工事受託等に要する諸費用
5 総係費	145,301	152,196	△6,895	料金の徴収に要する諸費用及び事業運営活動全般に関連する諸費用
6 減価償却費	519,416	455,934	63,482	固定資産の減価償却費
7 資産減耗費	8,866	59,321	△50,455	固定資産の除却損
8 その他営業費用	53,479	7,373	46,106	
営業外費用	107,933	112,622	△4,689	
1 支払利息及 企業債取扱諸費	67,933	72,622	△4,689	企業債利息及び企業債取扱諸費
2 消費税	40,000	40,000	—	消費税及び地方消費税納付額
3 特別損失	130	130	—	
1 過年度損益 修正損	130	130	—	
4 予備費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員20人の給料87,716千円, 手当等93,339千円, 法定福利費32,494千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	令和2年度 予 定 額	令和元年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 資本的収入	680,530	874,100	△193,570	
1 企業債	600,000	800,000	△200,000	工業用水道施設整備事業に充当する企業債
2 工事負担金	3,630	3,924	△294	配水管移設等工事負担金
3 国庫補助金	76,900	70,000	6,900	工業用水道施設整備事業に充当する国庫補助金
4 減量負担金	—	176	△176	撤退企業からの減量負担金

イ 支出

(単位 千円)

款 項 目	令和2年度 予 定 額	令和元年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 資本的支出	1,886,952	2,425,373	△538,421	
1 建設改良費	1,626,689	2,171,580	△544,891	
1 取浄配水施設改良工事費	1,591,853	2,115,089	△523,236	取水、浄水及び配水施設の新設及び改良工事費
2 建物改良工事費	—	1,268	△1,268	施設用建物の改良工事費
3 固定資産費	34,836	55,223	△20,387	メーター等の購入費
2 償還金	230,263	223,793	6,470	
1 企業債償還金	230,263	223,793	6,470	企業債償還元金
3 予備費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員2人の給料10,337千円、手当等8,222千円、法定福利費2,425千円を計上

4. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 (令 和 2 年 度)	令 和 2 年 度 から 令 和 3 年 度 まで	1,865,177

5. 企業債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道施設整備事業	600,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる(他の 地方公共団体と の共同発行を 含む。)	9%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、 40年以内に毎年度元利均等その他 の方法により償還する。ただし、財政 上の都合等により定額以上を償還 し、又は借り換えることができる。政府 資金を借り入れる場合は、その融資 条件による。

6. 一時借入金

借入限度額

700,000 千円

7. 他会計からの補助金

1,152 千円

(一般会計から)

8. 令和2年度神戸市工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	118,812
減価償却費	519,416
退職給付引当金の増減	△ 888
賞与・法定福利費引当金の増減	△ 3,729
長期前受金戻入	△ 100,478
受取利息及び受取配当金	△ 7,711
支払利息	67,933
除却費	8,866
未収金の増減額	1,407
未払金の増減額	2,766
消費税資本的収支調整額	145,647
小計	752,041
利息及び配当金の受取額	6,975
利息の支払額	△ 67,933
業務活動によるキャッシュ・フロー	691,083
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,656,623
無形固定資産の取得による支出	△ 66
工事負担金による収入	3,630
国庫補助金による収入	76,900
投資有価証券の満期による収入	300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,276,159
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良に充当する企業債の発行による収入	600,000
建設改良に充当する企業債の償還による支出	△ 230,263
財務活動によるキャッシュ・フロー	369,737
資金減少額	△ 215,339
資金期首残高	545,545
資金期末残高	330,206

9. 令和2年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	17,514,256	3 固定負債	4,650,577
(1) 有形固定資産	15,320,577	(1) 企業債	4,096,697
イ 土地	553,362	イ 建設改良等の財源に	
ロ 建物	430,298	充てるための企業債	4,096,697
ハ 構築物	21,092,671	(2) 引当金	553,880
ニ 機械及び装置	3,637,388	イ 退職給付引当金	243,222
ホ 車両運搬具	4,320	ロ 特別修繕引当金	310,658
ヘ 工具器具及び備品	53,836	4 流動負債	1,065,982
ト 建設仮勘定	1,673,057	(1) 企業債	242,333
減価償却累計額	△ 12,124,355	イ 建設改良等の財源に	
(2) 無形固定資産	1,937	充てるための企業債	242,333
イ 施設利用権	31	(2) 未払金	769,426
ロ ソフトウェア	1,906	(3) 前受金	40,639
(3) 投資その他の資産	2,191,742	(4) 引当金	11,829
イ 投資有価証券	2,088,713	イ 賞与引当金	9,366
ロ 出資金	3,000	ロ 法定福利費引当金	2,463
ハ その他投資	100,029	(5) 預り金	1,755
2 流動資産	612,291	5 繰延収益	2,845,072
(1) 現金預金	330,206	(1) 長期前受金	10,607,820
(2) 未収金	201,085	(2) 建設仮勘定長期前受金	153,962
(3) 有価証券	81,000	収益化累計額	△ 7,916,710
		(負債合計)	8,561,631
		6 資本金	5,254,282
		7 剰余金	4,310,634
		(1) 資本剰余金	971,888
		イ 受贈財産評価額	13,995
		ロ 国庫補助金	44,668
		ハ 他会計繰入金	4,103
		ニ 工事負担金	584,151
		ホ その他資本剰余金	324,971
		(2) 利益剰余金	3,338,746
		イ 建設改良積立金	1,720,190
		ロ 当年度未処分利益剰余金	1,618,556
		(資本合計)	9,564,916
合 計	18,126,547	合 計	18,126,547

注 記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①建物及び構築物 定額法によっている。

・主な耐用年数 建物 3～50年 構築物 10～80年

②上記以外 定率法によっている。

・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっている。

・主な耐用年数 ソフトウェア 5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。

なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。

4 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

II. セグメント情報に関する注記

神戸市工業用水道事業では、工業用水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

III. その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

令和2年度において、退職手当として19,918千円を支給することとなったため、退職給付引当金19,918千円を取崩した。

2 賞与引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当として31,504千円を支給することとなったため、賞与引当金14,200千円を取崩した。

3 法定福利費引当金の取崩し

令和2年度において、法定福利費として34,919千円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,694千円を取崩した。

10. 令和元年度神戸市工業用水道事業会計予定損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,414,073		
(2) 受託工事収益	22,010		
(3) 分担金	17,685		
(4) その他営業収益	20,617	1,474,385	
2 営業費用			
(1) 原水費	300,622		
(2) 浄水費	187,219		
(3) 配水及び給水費	168,001		
(4) 受託工事費	22,000		
(5) 総係費	143,991		
(6) 減価償却費	455,934		
(7) 資産減耗費	59,321		
(8) その他営業費用	6,764	1,343,852	
営業利益			130,533
3 営業外収益			
(1) 受取利息	13,630		
(2) 補助金	1,488		
(3) 長期前受金戻入	105,379		
(4) 雑収益	5,029	125,526	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	72,622	72,622	52,904
経常利益			183,437
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	30	30	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	130	130	△ 100
7 予備費			
(1) 予備費	30,000	30,000	△ 30,000
当年度純利益			153,337
前年度繰越利益剰余金			1,499,744
当年度未処分利益剰余金			<u>1,653,081</u>

11. 令和元年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	16,531,090	3 固定負債	4,297,273
(1) 有形固定資産	14,337,200	(1) 企業債	3,742,505
イ 土地	553,362	イ 建設改良等の財源に	3,742,505
ロ 建物	487,737	充てるための企業債	
ハ 構築物	20,196,842	(2) 引当金	554,768
ニ 機械及び装置	3,775,431	イ 退職給付引当金	244,110
ホ 車両運搬具	4,320	ロ 特別修繕引当金	310,658
ヘ 工具器具及び備品	53,836	4 流動負債	1,051,400
ト 建設仮勘定	882,979	(1) 企業債	226,788
減価償却累計額	△ 11,617,307	イ 建設改良等の財源に	226,788
(2) 無形固定資産	2,884	充てるための企業債	
イ 施設利用権	31	(2) 未払金	766,660
ロ ソフトウェア	2,853	(3) 前受金	40,639
(3) 投資その他の資産	2,191,006	(4) 引当金	15,558
イ 投資有価証券	2,087,977	イ 賞与引当金	13,251
ロ 出資金	3,000	ロ 法定福利費引当金	2,307
ハ その他投資	100,029	(5) 預り金	1,755
2 流動資産	1,129,037	5 繰延収益	2,865,350
(1) 現金預金	545,545	(1) 長期前受金	10,607,820
(2) 未収金	202,492	(2) 建設仮勘定長期前受金	73,762
(3) 有価証券	300,000	収益化累計額	△ 7,816,232
(4) 前払金	81,000	(負債合計)	8,214,023
		6 資本金	4,616,410
		7 剰余金	4,829,694
		(1) 資本剰余金	971,888
		イ 受贈財産評価額	13,995
		ロ 国庫補助金	44,668
		ハ 他会計繰入金	4,103
		ニ 工事負担金	584,151
		ホ その他資本剰余金	324,971
		(2) 利益剰余金	3,857,806
		イ 建設改良積立金	2,204,725
		ロ 当年度未処分利益剰余金	1,653,081
		(資本合計)	9,446,104
合 計	17,660,127	合 計	17,660,127

注 記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①建物及び構築物 定額法によっている。

・主な耐用年数 建物 3～50年 構築物 10～80年

②上記以外 定率法によっている。

・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっている。

・主な耐用年数 ソフトウェア 5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。

なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。

4 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

II. セグメント情報に関する注記

神戸市工業用水道事業では、工業用水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

III. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

令和元年度において、期末手当及び勤勉手当として27,757千円を支給することとなったため、賞与引当金13,251千円を取崩した。

2 法定福利費引当金の取崩し

令和元年度において、法定福利費として30,141千円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,489千円を取崩した。

關 連 議 案 · 報 告

第 26 号議案

神戸市水道条例等の一部を改正する条例の件

第 27 号議案

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例の件

第 28 号議案

神戸市水の科学博物館条例の一部を改正する条例の件

第26号議案

神戸市水道条例等の一部を改正する条例の件
神戸市水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例等の一部を改正する条例
(水道条例の一部改正)

第1条 神戸市水道条例(昭和39年3月条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号及び第7条第2号中「第5条」を「第6条」に改める。

第19条の2第3項中「管理者が必要と認めたときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき(当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が第21条第3項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。)

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

第20条第1項各号列記以外の部分中「申込者」を「工事申込者」に、「設計若しくは審査」を「設計の審査(以下「設計審査」という。)」に、「検査」を「完成検査」に改め、同項第1号中「設計又は設計の審査」を「設計審査」に改め、「(実地検査後に変更するときを含む。)」を削り、

「内径20ミリメートル以下の工事	1件につき	600円	
内径40ミリメートル以下の工事	1件につき	2,000円	を
内径75ミリメートル以下の工事	1件につき	8,000円	
内径100ミリメートル以上の工事	1件につき	16,000円	」

「1件につき1,000円」に改め、同項第2号中

「内径20ミリメートル以下の工事	1件につき	2,000円	
内径40ミリメートル以下の工事	1件につき	4,000円	を
内径75ミリメートル以下の工事	1件につき	9,600円	
内径100ミリメートル以上の工事	1件につき	17,500円	」

「1件につき3,000円」に改め、同条第3項中「申込後その取消しをしても、既納」を「既納」に、「管理者が必要と認めたときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が第21条第3項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき
第21条第3項中「設計の審査」を「設計審査」に、「検査」を「完成検査」に改める。

第24条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（給水装置の切り離し）

第26条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部分から切り離すことができる。

(1) 使用者等が10年以上給水を受けず、かつ、老朽により給水装置から漏水が発生したとき

(2) 使用者等が10年以上給水を受けず、かつ、配水管取替え時に当該配水管から分岐されている給水装置に給水栓が設置されていないとき

(3) その他管理者が特に必要と認めたとき

2 前項の規定により給水装置を切り離すときは、これに要する工事費は、管理者の負担とする。

3 第1項の規定により給水装置が切り離された場合、再び給水を受けようとするときは、これに要する工事費は、使用者等の負担とする。

第37条第2項中「第4条」を「第5条」に改める。

（水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第6条」を「第7条」に改める。

（六甲山上水道条例の一部改正）

第 3 条 神戸市六甲山上水道条例（昭和47年10月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第 1 項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が神戸市水道条例第21条第 3 項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

（市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第 4 条 神戸市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年 3 月条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定中神戸市水道条例第20条第 1 項、第21条第 3 項及び第26条の次に次の 1 条を加える改正規定は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

（手数料に係る経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市水道条例第20条の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に申込みがあった工事に係る手数料について適用し、同日前に申込みがあった工事に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

工事の設計審査及び完成検査の手数を改正する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市水道条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給水の申込み)

第5条 略

2 管理者は、前項の規定による申込みについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことができる。

(1) 使用者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下「令第5条に規定する基準」という。）に適合していないとき。

第6条

第6条

(2), (3) 略

(給水の停止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給水を停止することができる。

(1) 略

(2) 使用者の給水装置の構造及び材質が、令第5条に規定する基準に適合していないとき。

第6条

(3)～(7) 略

(分担金)

第19条の2 略

2 略

3 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

次

の各号のいずれかに該当するときは

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が第21条第3項の完成検査

(手数料)

第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、申込者から徴収する。
この場合において、設計若しくは審査又は検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。

(1) 工事の設計又は設計の審査をするとき (実地検査後に変更するときを含む。)。

内径20ミリメートル以下の工事 1件につき 600円

内径40ミリメートル以下の工事 1件につき 2,000円

内径75ミリメートル以下の工事 1件につき 8,000円

内径100ミリメートル以上の工事 1件につき 16,000円

(2) 工事の完成検査をするとき。

内径20ミリメートル以下の工事 1件につき 2,000円

内径40ミリメートル以下の工事 1件につき 4,000円

内径75ミリメートル以下の工事 1件につき 9,600円

内径100ミリメートル以上の工事 1件につき 17,500円

(3) 略

2 略

3 申込後その取消しをしても、既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

を受けるまでの間に取り消した場合に限る。)

(2) その他管理者が特に必要と認めるとき

工事申込者

設計の審査 (以下「設計審査」という。) 完成検査

設計審査

1件につき1,000円

1件につき3,000円

既納

次の各号のいずれかに該当するときは

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを

(工事の申込み及び施行)

第21条 略

2 略

3 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合にあつては、あらかじめ管理者による工事の設計の審査を受け、かつ、工事完成後に管理者による検査を受けなければならない。

(構造及び材質)

第24条 給水装置は、令第5条に規定する基準に適合していなければならない。

2 略

取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が第21条第3項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

設計審査

完成検査

第6条

(給水装置の切り離し)

第26条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部分から切り離すことができる。

(1) 使用者等が10年以上給水を受けず、かつ、老朽により給水装置から漏水が発生したとき

(2) 使用者等が10年以上給水を受けず、かつ、配水管取替え時に当該配水管から分岐されている給水装置に給水栓が設置されていないとき

(3) その他管理者が特に必要と認めたとき

2 前項の規定により給水装置を切り離すときは、これに要する工事費は、管理者の負担とする。

3 第1項の規定により給水装置が切り離され

(監督者を配置すべき布設工事の範囲及び布設
工事監督者の資格)

第37条 略

2 法第12条第2項に規定する条例で定める資格
は、令第4条の規定の例による。

た場合、再び給水を受けようとするときは、
これに要する工事費は、使用者等の負担とす
る。

第5条

(参考 2)

神戸市水道事業の設置等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(水道技術管理者の資格)

第7条 水道法（昭和32年法律第177号）第19条第3項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規定の例による。

第7条

(参考 3)

神戸市六甲山上水道条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(分担金)

第4条 略

2 略

3 既納の分担金は、還付しない。_____

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が神戸市水道条例第21条第3項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

(参考 4)

神戸市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(水道技術管理者の資格)

第2条 法第34条第1項において準用する法第19
条第3項に規定する条例で定める資格は、水道
法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規
定の例による。

第7条

第27号議案

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例の件
神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例
神戸市工業用水道条例（昭和39年3月条例第93号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第28条第1項」を「第28条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の表に記載のないメーター口径に係るメーター使用料については、当該メーター口径の直近上位のメーター口径に対応する次の表の金額に100分の110を乗じて得た額とする。

第20条の表中「給水管口径」を「メーター口径」に改める。

第24条第2項中「管理者」の次に「又は管理者の指定する水道工事業者（以下「指定業者」という。）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により指定業者が工事を施行する場合にあっては、あらかじめ管理者による工事の設計の審査を受け、かつ、工事完成後に管理者による検査を受けなければならない。

第25条第2項中「工事費」を「管理者において工事を施行するときの工事費」に改める。

第28条第1項ただし書及び第2項を削る。

第29条第3項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が修繕工事を施行した場合は、徴収しないことができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

メーター口径、給水施設工事の施行主体及びメーター設置者の明示並びに

工事費用負担等を規定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市工業用水道条例 むきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(メーター使用料)

第20条 第28条第1項の規定により貸し付けたメーターについては、使用者から、次の表に掲げる金額に100分の110を乗じて得た額のメーター使用料を徴収する。_____

ただし、次の表に記載のない

メーター口径に係るメーター使用料については、当該メーター口径の直近上位のメーター口径に対応する次の表の金額に100分の110を乗じて得た額とする。

給水管口径	金額 (1個1月につき)
略	略

メーター口径	

(工事の申込み及び施行)

第24条 略

2 工事の設計及び施行は、管理者_____

又は管理者の指定

が行なう。

する水道工事業者（以下「指定業者」という。）

3 前項の規定にかかわらず、管理者の承認を得たときは、あらかじめ管理者の審査に合格した設計に基づき、管理者の指定する水道工事業者（以下「指定業者」という。）が施行することができる。なお、この場合は、工事完成後直ちに管理者の検査を受けなければならない。

3 前項の規定により指定業者が工事を施行する場合にあつては、あらかじめ管理者による工事の設計の審査を受け、かつ、工事完成後に管理者による検査を受けなければならない。

(工事の費用)

第25条 略

2 工事費の算出方法は、管理者が別に定める。

管理者において工事を施行するときの工事費

(メーターの設置)

第28条 メーターは、管理者が給水施設に設置し、使用者に貸し付ける。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により使用するメーター
は、管理者の検査を受けたものでなければなら
ない。

(給水施設の管理)

第29条 略

2 略

3 修繕工事に要する費用は、使用者の負担とす
る。 _____

4 略

ただし、管理者が修繕工事を施行した場合は、徴収しないことができる。

第28号議案

神戸市水の科学博物館条例の一部を改正する条例の件

神戸市水の科学博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水の科学博物館条例の一部を改正する条例

神戸市水の科学博物館条例（平成元年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（入館料）

第5条 博物館の入館料は、無料とする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「、第8条、第9条」を「、第7条」に、「第11条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

別表（第5条関係）を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

神戸市水の科学博物館の入館料を無料とすることに伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市水の科学博物館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入館料等)

(入館料)

第5条 博物館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。

第5条 博物館の入館料は、無料とする。

2 博物館において随時開催される特別展示の会場に入場しようとする者は、2,000円の範囲内でその都度管理者が定める額の入場料を入館料とは別に納付しなければならない。

3 入館料及び入場料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、規程で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(入館料等の減免)

第6条 管理者は、規程で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の返還)

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、規程で定める特別の理由はあるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限)

第8条 略

(損害の賠償等)

第9条 略

(販売行為等の禁止)

第10条 略

(指定管理者の指定等)

第11条 管理者は、次に掲げる博物館の管理に関する業務を博物館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規

第6条

第7条

第8条

第9条

定による管理者の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1), (2) 略

(3) 博物館の入館料等の徴収，減額，免除及び返還に関する業務

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか，管理者が定める業務

2 略

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条，第8条，第9条及び前条の規定の適用については，これらの規定（前条を除く。）中「管理者」とあるのは「第11条第1項に規定する指定管理者」と，前条中「管理者」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第12条 略

別表（第5条関係）

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人利用	団体利用
略	略	略

備考 略

(3)

(4) 前3号

，第7条

第9条第1項

第10条